

給与計算システム ペイ・ワークス 令和6年 定額減税対応について

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より給与計算システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。

先般ご存知のこととは思いますが令和6年度分の所得税、令和6年度分の個人住民税の定額減税について、「令和6年度税制改正の大綱」において改正内容が決定された後に、閣議決定されており、国会審議を経て実施される見込みとなっております。ペイ・ワークスの対応内容についてご案内いたします。

敬具

記

ペイ・ワークスでは、『令和6年 定額減税対応アップデート』を令和6年5月初頭にリリースいたします。アップデートのご案内は弊社ホームページにてお知らせします。定額減税について、以降の内容を良くお読みになり、必要な事前準備を行ってください。また、定額減税についての詳細は国税庁の特設サイトをご確認ください。

国税庁 ホームページ：定額減税 特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>

法令改正の概要

■所得税の定額減税

令和6年の所得税については、令和6年6月1日以降に支給される最初の給与、賞与の所得税から減税額分が控除され、令和6年末の年末調整の際には年調所得税額から減税額分が控除されます。月々の給与、賞与での減税を「月次減税」と呼び、年末調整時の減税を「年調減税」と呼びます。

●所得税の定額減税の対象者

- ・令和6年の所得税に係る所得金額（令和6年の所得）が1,805万円以下（給与収入のみならば収入2,000万円以下）の居住者

●所得税の定額減税額

- ・本人に3万円
- ・同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限る）1名につき3万円

●所得税の減税実施方法

- ・令和6年6月1日時点で在籍していて、扶養控除等申告書を提出している従業員（甲欄の適用者）に対して、最初の「月次減税」事務時点に申告されている配偶者、扶養親族の情報を基に減税額を算出し、6月1日以降に支給される最初の給与、賞与から「月次減税」を実施します。
- ・令和6年末に、12月31日時点の配偶者、扶養親族の情報を基に減税額を再算出し、「年調減税」を実施します。6月以降の出産など扶養親族の異動に起因する「月次減税」での減税額と「年調減税」での減税額の差異は年末調整にて精算されます。

■住民税の定額減税

令和6年の住民税については、令和6年6月の特別徴収を行わず、令和6年分の住民税から定額減税額を引いた額を令和6年7月～令和7年5月の11ヶ月で特別徴収します。定額減税の対象でない従業員については、例年通り令和6年6月～令和7年5月の12ヶ月で特別徴収します。

●住民税の定額減税の対象者

- ・令和6年の住民税に係る所得金額（令和5年の所得）が1,805万円以下（給与収入のみならば収入2,000万円以下）

●住民税の定額減税額

- ・本人に1万円
- ・控除対象配偶者配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限る）1名につき1万円
- ・本人の合計所得金額が1,000万円超かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の扶養控除の対象外である同一生計配偶者について、令和7年度分の住民税より、1万円を減税

●住民税の減税実施方法

- ・令和6年の住民税については、令和6年6月の特別徴収を行わず、令和6年分の住民税から定額減税額を引いた額を令和6年7月～令和7年5月の11ヶ月で特別徴収します。
- ・令和6年の住民税に係る所得金額が1,000万円超の従業員に同一生計配偶者がいる場合、その分の減税額は令和7年の住民税にて減税されます。

■定額減税の事前準備

●配偶者、扶養親族の確認

最初の所得税の月次減税事務の対象となる令和6年6月以降の最初の給与、賞与業務までに、従業員の同一生計配偶者の有無、扶養親族の数について確認し、事前に給与計算システムの従業員情報、家族情報を保守していただく必要があります。

所得金額が48万円以下で同一生計配偶者に該当する配偶者については、従業員本人の所得が900万円を超える場合、配偶者は源泉控除対象配偶者に該当しないため、扶養控除等申告書に同一生計配偶者である配偶者の情報が記載されず、減税の対象となる申告されていない同一生計配偶者が未申告である状態となります。このように申告書に記載のない減税対象の配偶者、扶養親族については、従業員が「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を企業（給与の支払者）に提出し申告する必要があります。従業員の方に該当する事例が無いか周知していただき、「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出された場合は、記載内容を給与計算システムに反映してください。

「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書」につきましては、給与計算システムからの印刷は行えません。国税庁のホームページよりダウンロードしたものをご利用ください。

国税庁 ホームページ：令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024002-044_01.pdf

事前準備の詳細な内容については別紙「操作マニュアル.令和6年 定額減税の事前準備」を参照ください。

●給与、賞与明細書での所得税の減税額の通知

令和6年6月1日以降に支給される給与、賞与にて所得税の月次減税を実施した際には、控除した額を明細書にて通知する必要があります。そのため、令和6年6月1日以降の給与、賞与の明細書の出力前に、減税額の通知用項目を1項目、現在の明細書のレイアウトに追加いただく必要があります。明細書への項目の追加手順については『令和6年 定額減税対応アップデート』のリリース時に変更手順書を提供いたします。

ご不明な点がございましたら、弊社サポートセンターまでご連絡下さい。

京葉システムサポートセンター

043-246-2380 9:00~17:30 (平日)

メールでのお問い合わせ：support@keiyo-system.co.jp

以上